

那須塩原市海外姉妹都市交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、海外姉妹都市交流事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、海外姉妹都市との交流事業に要する経費の一部を補助することにより、市民交流を促進し、もって海外姉妹都市との友好関係の発展及び本市における国際交流の推進に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 市内に事務所又は活動拠点を置き、主に市内において活動する団体であつて、1年以上の活動実績があること。
- (2) 組織、運営等に関する会則、規約等を定め、適切な会計処理が行われていること。
- (3) 構成員が10人以上で、うち半数以上が市内に居住する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めた団体を交付対象者としてすることができる。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、海外姉妹都市との姉妹都市提携に関する協定に基づき実施する交流事業とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 海外姉妹都市を訪問して行う交流事業（以下「訪問交流事業」という。）
- (2) 海外姉妹都市からの訪問団を受け入れて行う交流事業（以下「訪問受入事業」という。）

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 市の他の補助制度の対象となる事業

(4) その他市長が補助対象事業として適当でないと認めるもの

3 補助対象事業は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に完了するものでなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、交流事業の実施に直接必要となる経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

(1) 団体の運営に要する経費

(2) 団体の構成員の人件費

(3) 食糧費（ただし、第4条第1項第2号の交流事業における来訪者に要するものを除く。）

(4) 備品購入費

(5) その他補助することが適当でないと市長が認める経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内において交付する。ただし、市長が特に認めたものは、この限りでない。

区分	補助額	上限額
訪問交流事業	市民1人につき30,000円	300,000円
訪問受入事業	補助対象経費の2分の1の額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、他の団体等から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除した額の2分の1の額とする。	200,000円

2 補助金の交付は、各年度において1団体につき、前項の表の区分ごとに1回を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、事業実施の日の2月前までに、海

外姉妹都市交流事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、提出期限について、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 団体概要書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 事業収支予算（決算）書（様式第4号）
- (4) 直近の総会資料、規約等及び構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類
（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに、海外姉妹都市交流事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第6号）
- (2) 事業収支予算（決算）書（様式第4号）
- (3) 事業に要した費用の領収書の写し
- (4) 事業の成果に関する書類及び写真
- (5) その他市長が必要と認める書類
（書類の保管期間）

第9条 規則第20条の規定により証拠書類を整理保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から5年とする。

（補助金の見直し）

第10条 市長は、この補助金の交付の実施について、令和8年4月1日から起算して3年を経過するごとに、その運用状況、実施効果等を検証し、見直しを行うものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第41号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日告示第51号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日告示第51号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月10日告示第26号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。